

公共下水道区域外の公共下水道利用に係る取扱要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、当麻町行政区域内で公共下水道計画区域（全体計画区域）外の施設等から排除される汚水の公共下水道の利用について必要な事項を定めるものとする。

(対象範囲)

第2条 公共下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）は、公共下水道を利用しようとする者（以下「使用者」という。）の申請に基づき使用者の施設等から排除される水質、水量及び設置後の維持管理等を勘案して、下水道施設の許容限度内において公共下水道の利用を許可するものとする。

2 前項の使用者の施設は、原則として公共的施設以外は取付管で直接公共下水道本管に接続可能な区域とする。

(許可申請)

第3条 使用者は、公共下水道区域外利用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(許可の決定通知)

第4条 管理者は、前条の規定により申請を受けたときは、内容を審査して、その適否を決定し、公共下水道区域外利用許可書（様式第2号）により通知するものとする。

(工事の実施等)

第5条 使用者は、公共下水道本管に接続する取付管及び汚水柵（以下「汚水柵等」という。）の工事を実施するときは、汚水柵等工事着工届（様式第3号）を管理者に提出するものとする。

2 使用者は、前項の工事に要する費用を全額負担するものとする。

(完了検査)

第6条 使用者は、汚水柵等の工事が完了したときは、速やかに管理者に汚水柵等設置工事完了届（様式第4号）を提出し、その完了検査を受けるものとする。

(汚水枳等の帰属)

第7条 使用者は、完了検査後は汚水枳等帰属承諾書(様式第5号)を管理者に提出し、汚水枳等は町に帰属するものとする。

(汚水枳等の維持管理)

第8条 前条により帰属された汚水枳等は、町が維持管理するものとする。

(法令等の遵守)

第9条 使用者は、公共下水道に汚水を排除するに当たっては、法令等の規定を遵守するものとする。

(下水道使用料の納入)

第10条 使用者は、当麻町公共下水道条例(昭和62年条例第18号)第18条に基づき使用料額を納入するものとする。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5年 6月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。